

運転免許の自主返納制度

高齢に伴う体の衰えにより、運転に不安のある方はいませんか。
また、ご家族に運転に不安な方がおり、悩んでいませんか。
免許の有効期間内に自らの意思で運転免許を取り消すことができます。

警察署交通課窓口での
自主返納手続き

希望される方は【運転経歴証明書】
を申請（手数料1,100円・写真代1,000

氏名	北 海 ほ くと	昭和40年03月10日生
住所	札幌市手稲区曙5-4-1-1	
交付	平成24年04月01日	12345-1
運転経歴証明書 (自動車等の運転はできません)		
第	123456789101号	
一本	平成00年00月00日	
二本	昭和60年08月01日	
三本	平成00年00月00日	
〇〇〇〇 公安委員会		

留萌警察署では、自主返納された方々に多年にわたる安全運転への感謝と自主返納を決意されたことに敬意を表するため、希望される方には署長室で運転免許の卒業証書を授与致します。



留萌警察署で自主返納された方

警察署の窓口でお渡します

- ・ 署長からのメッセージ文
- ・ 夜光反射材
- ・ 歩行者としての交通安全チラシ

留萌署オリジナル
交通安全ヒーロー
「フォーセイバー」

希望者のみ

後日、日程を調整して警察署長室において運転免許の「卒業証書」授与式を実施します。

- ・ 免許の行政処分(取消し・停止・再試験)の基準に該当している方は自主返納できません。
- ・ 運転経歴証明書は、運転免許証と同様に本人確認書類として利用できます。
- ・ 留萌警察署での自主返納受付は、平日午前8時45分から午後5時までとなります。